

学体連会報

発 行 所

発行日・昭和57年2月28日
東京都渋谷区代々木神園町3番1号
国立オリンピック記念青少年総合センター内
財団法人日本学校体育研究連合会
編集責任者 理事長 重 田 一

会 長 の 役 得

会長 大 石 三四郎



この学体連の会長になって、いつも、いつも、金、金、金の心配である。どう勘定しても足りない会の予算である。やっとな、そとな、会員校の表彰状、盾、個人表彰状、バッヂ、各県への研究員の送付など終るとほっとする。一般に、苦勞して働けばお金がもらえるというのが、普通の仕事である。この会の仕事は、やればやるほどお金を自分で作らなければならない。しかし、これも、青少年相手に一生懸命にやっている学校や先生のためだと思えば、身も、心も軽くなって、もっとやってやろうと思う。

周囲のものが、「年だよ、いいかげんにしなさい。病気になったって、誰も、ほめはしないよ。」とも、忠告してくれる。しかし、私はそんなことは、どうでもよいと信じている。若い時に、戦地で、何度も死線を越えているし、広島原爆の洗礼も受けた。大学でも下づみの仕事をよくやらしてもらって

きている。それに、今日では、心身障害者のための、国立特殊教育総合研究所の所長までさせてもらっている。障害者の人のために、全力を出してやっている。少しも、病気を恐れたことはない。また、生命を失うことも、気にしたことはない。命がけでやってあたり前。

だが、時には、天が、私にこの会の会長になった役得を与えてくれる。それは、1年1度の大会に出て、表彰状を読んだりすれば、教え子どもが、大人というより、もう相当の人物になって、挨拶にやってくる。それに、20年、30年と会ったことのない人に出会う。この時は、会長の役得の大きさを身にじーんと感ずる。「よく元気でやっていて下さった。よく、立派になってやって下さった。」と。時には、女房が女学校のクラス会に出たら、「あんたの旦那さんから表彰状をもらった、といわれたよ。」と。評価上々。

昭和57年度全国保健体育優良校・功労者の表彰について――

都道府県の推せんは7月10日まで

大阪大会のあとを受けて、第21回全国学校体育研究大会は新潟県新潟市で本年10月14日（木）15日（金）の2日間行われます。これに伴って、全国保健体育優良校・功労者を決定する中央審査委員会を7月28日（水）までに開きますので、都道府県推せん委員会からの候補者の推せんは、7月10日（土）しめ切りといたします。表彰要項は4月10日（土）に発送いたしますので、すべての準備を例年より1ヶ月半乃至2ヶ月早くお願い致します。要点を前年度と比較してみると次のようになります。

今からご用意いただきたく存じます。

年度	全国大会	表彰 要項 発送	推 せ ん し め 切 り	中央 審 査 委 員	表彰 式 案 内 発 送	表彰 式
56年度	11 ¹⁹ ₂₀ 大阪	6. 8	8.25	9.12	9.30	11.19
57年度	10 ¹⁴ ₁₅ 新潟	4.10	7.10	7.28	8.15	10.14

(財)日本学校体育研究連合会の生い立ち

(財)日本学校体育研究連合会副会長

学習院大学教授 鈴木正三



財団法人日本学校体育研究連合会設立の趣意

財団法人日本体育指導者連盟(昭和25年2月23日認可設立代表者今村嘉雄、会長大谷武一)が改組され財団法人日本学校体育連合会(以下学体連という。)の結成が決議されたのは昭和37年3月10日同連盟評議員会であった。当時の財団法人日本体育指導者連盟(以下日体指連という。)は、会長東俊郎、副会長野口源三郎、栗本義彦、理事長鈴木正三で、次のような経過で学体連を設立した。(1)昭和36年8月11日評議員会、理事会の要請と関係各方面からの指導により、文部省、都庁、日体指連の三者で改組に関する懇談会を開催(於岸体) (2)同年8月14日文部省、日体指連と改組について懇談(於文部省) (3)同年8月19日、前2回の懇談会の結果をふまえて改組原案作成小委員会開催(於学習院) (4)同年8月29日、8月19日開催の小委員会で作成した原案を審議するため前掲の三者会談を行なう(於体協)。そこで各教科の研究会の実情や各都道府県研究会の実態調査を行なうことを決める。(5)同年8月31日文部省で各教科研究会の実情を調査する。(6)同年9月1日日体指連は各都道府県に実態調査を依頼する。(7)同年9月18日全国の実態にもとづき原案作成小委員会は再度改組原案を作成する(於学習院)。(8)同年9月19日文部省関係者と小委員会作成の原案について懇談する。(9)同年9月21日第3回三者会談を体協において開催し改組原案を説明する。その結果小中高校長会、学校体育連盟、その他各関係団体に原案を提示し協力方を依頼することとする。(10)同年10月9日秋田団体に於ける主管課長会議の折、文部省関係官から改組の事情を説明してもらう。(11)同年11月、文部省主催の体育関係ブロック課長会議において、文部省関係官を通じて改組の骨子を説明して協力方を依頼する。(12)同年12月1日全国体育主管課長会議に原案の提出方協力を求める。(13)昭和37年3月2日体育主管課長会議に文部省を通じて意見聴取協力を依頼する。(14)同年3月10日日体指連評議員会を開催、原案を提出し承認される。この経過でも分るように文部省(体育課長西田剛)の指導がいかに大きかったかがい知ることができる。

ついで日体指連では世話人として全国教育長協議会会長小尾尾雄、全国保健体育主管課長協議会代表保坂周助、全国高等学校校長会会長岩下富蔵、全国高等学校体育連盟会長岩下富蔵、全日本中学校校長会会長沢畑泰二、全国中学校体育連盟会長沢畑泰二、全国小学校校長会会長鈴木虎秋、教育大学体育学部部長鶴岡英吉、全国女子体育連盟会長戸倉ハル、などの協力を得て、設立趣意を作成し広く学

校体育関係者におくり、趣旨に賛同する各都道府県学校体育研究組織の確立と学体連への加盟をよびかけた。

その趣意は次の通りである。

「次代を担う青少年の健康と体力を向上させ、心身ともに健全な育成を図ることは、各個人の幸福はもちろん国家社会の発展のうえからも極めて重大な課題であります。

われわれ体育関係者はこの課題解決に貢献する体育の使命の重要性を認識し体育の発展に鋭意努力して参りました。現在オリンピック東京大会を目前に控え全国民のスポーツに対する関心が高まっており、また学校体育においては小中高等学校の学習指導要領が改訂されるなど、体育スポーツの充実発展をはかるべき好機であります。

最近学校教育における他教科の研究活動は全国的組織のもとにその研究が活発化しつつありますが、学校体育は研究すべき領域や内容が非常に多くあるにもかかわらずその全国的研究態勢は確立されず個人や小範囲の研究組織のみでその実績はまことに遅々たるもののように考えられます。

よってこの際各地の研究の成果の交流と未解決の問題に対する研究促進のための全国的組織を確立して学校体育の飛躍的発展を期する必要があります。かねてから日体指連を改組して前述の趣旨が達成できるよう全国各方面からの要望がありましたが、昭和37年3月10日同連盟評議員会でこの連盟を発展的に解消して真に全国学校体育関係者の要望に答える法人の結成が決議され、万場一致で規約も承認されたのであります……」(規約および設立の経過を添付して広く関係各方面に配布した。)

このようにして昭和37年10月財団法人日本学校体育研究連合会の設立が認可され同年11月8日津田沼小学校において第1回全国学校体育研究大会(参加者約3,000名)が記念行事として開催されるときに同日総会を開催して学体連の設立を祝ったのである。このとき東俊郎会長はつぎのようなあいさつをおこない決意が披歴された。すなわち、「次代を担う青少年の健康と体力を向上させ、心身ともに健全な育成を図る学校体育の指導に日夜挺身されておられる全国の皆さんの参集のもとに、財団法人日本学校体育研究連合会発足後はじめての総会を開催できますことはまことに喜びにたえません。

本連合会は昭和21年12月に誕生した日本体育指導者連盟(昭和25年2月23日法人認可)を全国各方面の御要望によって改組し、各都道府県の学校体育研究団体の連合体として、本年10月再出発したものであります。私はこの改組に

あたって協力下さった関係の皆さんに対し心から感謝申し上げます。

本日皆さまとともにみごとな研究授業や研究発表の状況を拝見いたしました。現在全国各地域において学校体育の研究活動が漸次活発化しつつありますとき、本連合会は全国各地の研究成果の交流はもちろん、学校体育の充実、改善に関する調査の実施研究会、講習会等の開催、優良校の表彰および広く海外の学校体育研究団体との連けい等を事業内容としわが国学校体育の中核団体として運営したいと考えております。

本連合会は再発足して日が浅く、本会の趣旨とするところを十分に発揮するためには、今後の皆さんがたの絶大なる御援助御協力によらなければならないと存じます。皆さんの建設的意見によって、本会の所期の目的が達せられますよう、格段の御協力をお願いいたします。なお、本総会開催に御協力賜りました当津田沼小学校はじめ関係の皆さんに厚くお礼申し上げます。

財団法人日本学校体育連合会寄附行為

この寄附行為は前述した改組経過で述べた期間に鈴木正三理事長、坂井田逸治常務理事が西田剛文部省体育課長を文部省に訪ずれ数10回におよぶ御指導により成案を得たものであるが、さきに述べた三者会談あるいは二者会談をふまえ日体指連で次の改組要項を作成し、これを具体化したものである。

日本学校体育研究連合会改組要綱

- (1) 新組織の名称は財団法人日本学校体育研究連合会とする。
- (2) 本会の目的は学校体育の研究の振興であること。
- (3) 加盟団体は都道府県を総括する学校体育団体とする。都道府県を総括する団体とは小学校中学校高等学校毎の都道府県学校体育研究団体又はこれらを総括した団体をいう。これらは学校単位で結成されたものであることが望ましい。団体の名称及び内部組織などは都道府県の実情に即したものでくに学校体育研究会の名称でなければならぬ必要はない。又これらの団体には大学、幼稚園を含んでも差支えない。
- (4) 役員の構成は加盟団体との連携及び協力者、学識経験者などの協力を強化するように配慮するのはもちろんとくに運用面において新鮮味有るようその構成を考える。
- (5) 経費は加盟団体よりの会費をもって当てる。
人口300万以下 1万円 人口300万～600万 2万円 人口600万以上 3万円
- (6) 事業は連合会の寄附行為の目的に合致するものを行なうが、今年度は結成記念研究大会及び学校体育優良校の表彰を計画し、その他の行事及び来年度の事業実施計画は新役員の選出後立案する。新団体の結成に至る間の諸手続及び推進は従来の経過よりして日本体育指導者連盟旧役員がその責に当たる。

財団法人 日本学校体育研究連合会寄附行為

第1章 総則

第1条 この法人は、財団法人日本学校体育研究連合会という。

第2条 この法人は、事務所を東京都豊島区目白町1丁目1,057番地におく。

第2章 目的および事業

第3条 この法人は、学校体育の研究調査を行ない、あわせて学校体育に関する研究・指導者の資格の向上ならびに学校体育研究団体の連絡提携を図り、もって学校体育の振興に寄与することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 学校体育の研究調査
- 2 学校体育に関する講習会、研究会および講演会等の開催
- 3 学校体育研究団体の育成と相互の連絡提携
- 4 学校体育の優良校の表彰
- 5 学校体育の研究校、協力校などの指定および委嘱
- 6 機関誌の発行
- 7 諸外国の学校体育研究団体との連絡
- 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟および脱退

第5条 この法人は、各都道府県を総括代表する学校体育研究団体を加盟団体とする。

(2) 加盟にあたっては、理事会の議決を経なければならない。

第6条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を附して脱退届を提出し、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

第7条 加盟団体は、第5条の規定による加盟団体としての資格を失ったとき、またはこの法人の加盟団体として不適当であると認められたときは、理事会および評議員会の議決を経て、会長がこれを脱退させることができる。

第8条 加盟団体は、別に定める会費を毎年納めなければならない。

(2) 既納の会費は、返還しない。

第4章 資産および会計

第9条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 1 この法人設立当初の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 事業に伴う収入
- 4 寄附金品および加盟団体の会費
- 5 その他の収入

第10条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の2種とする。

(2) 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載

する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。

- (3) 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
(4) 寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

第11条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期郵便貯金とするか、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として理事長が保管する。

第12条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分または担保に供することができる。

第13条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

第14条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更したときも同様とする。

第15条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2箇月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減理由書とともに監事の意見を付けて、理事会の承認を受けて文部大臣に報告しなければならない。この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

第16条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をしまたは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第5章 役員、顧問、参与、評議員、および職員

第18条 この法人に、次の役員をおく。

理事 15名以上28名以内（うち、会長1名、副会長4名以内、理事長1名、常務理事若干名）

監事 3名

第19条 会長および副会長は評議員会で推挙する。

- (2) 会長および副会長以外の理事は、評議員のうちから、別表に定める地区ごとにその定数を、その地区に属する全評議員の推せんによって評議員会で選出し、会長が任命する。

- (3) 会長は、前項の理事のほか評議員会の議決を経て、学識経験者から10名以内の理事を任命することができる。

- (4) 理事は、互選で理事長および常務理事を定める。

- (5) 監事は、評議員のうちから評議員会で選出し、会長が

任命する。

第20条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順によってその職務を代行する。

第21条 理事長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理し、会長の定めるところによりこの法人を代表する。理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した常務理事がその職務を代行する。

- (2) 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の日常の事務に従事する。

第22条 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

第23条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

第24条 会長は、理事会の議決によって顧問および参与を委嘱することができる。

- (2) 顧問は、会長が必要と認める事項についてその諮問に応じ、参与は、会長が委嘱した特別事項を処理する。

第25条 この法人の役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (3) 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

- (4) 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情がある場合には、その任期中であっても評議員会および理事会の議決により、これを解任することができる。

第26条 役員は、無給とする。

第27条 この法人には、評議員をおく。

- (2) 評議員は、各加盟団体ごとに、その構成員のうちから、その代表する都道府県ごとに、別表に定める定数を選出し、会長がこれを任命する。

- (3) 評議員が理事または監事に任命されたときは、当該理事または監事となった評議員はその資格を失うものとし、当該理事または監事を選出した加盟団体から別に評議員を選出する。

- (4) 評議員には第25条の規定を準用する。この場合には同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

第28条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行なうほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第29条 この法人の事務を処理するため、職員をおく。

- (2) 職員は、会長が任命する。

- (3) 職員は、有給とすることができる。

第6章 会議

第30条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事情を示して請求のあったときは臨時理事会を招集しなければならない。

- (2) 理事会の議長は、理事長とする。

第31条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- (2) 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第32条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- 1 事業計画および収支予算についての事項
- 2 事業報告および収支決算についての事項
- 3 不動産の買入れ、基本財産の処分および担保提供についての事項
- 4 その他この法人の業務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項

- (2) 第30条および前条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、第30条および前条中「理事会」「理事長」および「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」「会長」および「評議員」と読み替えるものとする。

第33条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が署名なつ印の上これを保存する。

第7章 寄附行為の変更ならびに解散

第34条 この寄附行為は、理事現在数および評議員現在数のおおの3分の2以上の同意を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければ変更することができない。

第35条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおおの4分の3以上の同意を経、かつ、文部大臣の許可を受けなければならない。

第36条 この法人が解散した場合の残余財産は、理事全員の同意を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

第8章 補則

第37条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- (1) この寄附行為の変更は文部大臣の認可のあった日から施行する。
- (2) 変更後の第18条、第19条、第25条および第27条の規定にかかわらず、寄附行為の変更の際現在在職する会長、副会長、理事長、常務理事、理事、監事または評議員はそれぞれ変更後の寄附行為の規定による会長、副会長、理事長、常務理事、理事、監事または評議員が選任されるまで、それぞれの職に在職するものとする。

別表

地 区	所屬県およびその評議員定数	理事定数
北海道、東北地区	北海道② 青森県① 岩手県① 宮城県① 秋田県① 山形県① 福島県①	2
関 東、 甲信地区	茨城県① 栃木県① 群馬県① 埼玉県① 千葉県① 東京都③ 神奈川県② 山梨県① 長野県①	3
東 海、 北陸地区	新潟県① 富山県① 石川県① 福井県① 岐阜県① 静岡県① 愛知県② 三重県①	2
近畿地区	滋賀県① 京都府① 大阪府② 兵庫県② 奈良県① 和歌山県①	2
中国地区	鳥取県① 島根県① 岡山県① 広島県① 山口県①	1
四国地区	徳島県① 香川県① 愛媛県① 高知県①	1
九州地区	福岡県② 佐賀県① 長崎県① 熊本県① 大分県① 宮崎県① 鹿児島県①	2

昭和21年12月に誕生した日本体育指導者連盟の生い立ちについては紙数の関係で後にゆづることとして、昭和37年再出発した学体連の生い立ちにとどめ本連合会がわが国唯一の全国的学校体育指導者の総括団体として当時文部省の強い御指導、要請によって誕生した本連合会であることを想い、初心にかえってその発展に努力したいものである。

第20回全国大会(大阪大会)を終って

大阪実行委員会会長
尾 崎 弘 明



大成功だ、その声をかけられて、この一年続いてきた肩の重荷がスーとおりた。これは、大会直後の私の率直な気持ちだ。ここにあらためて、ご支援ご尽力をいただいた各位に厚くお礼を申し上げます。

特別講演はあの大ホールを満席にした。各分科会での公開授業では聴るほどの感動をよんだ等々、確かに手応えがあったが、同時に、200回ゴール達成の慶事や研究会日などの幸運が重なって、大会をより一層盛り上げてくれた。

幸運と各位の尽力によって、全国大会開催の重責を果し得た安堵の気持ち。それがいまだ去らないのですが、重田理事長の指示に従い、大阪大会に開く所感を思うつくまに述べてみることにいたします。

日本学校体育研究連合会に関わる大阪での研究団体は4団体がある。大阪市小学校教育研究会体育部会・大阪市中学校教育研究会体育部会・大阪府小中体育研究会・大阪府高等学校保健体育研究会がそれである。いずれの団体も創設30年の歴史を持っている。今回の大阪大会開催に当っては、この4団体の連合体である大阪学校体育研究協議会が主体となり、行政当局と大阪大会実行委員会を組織した。実行委員会には、企画部・経理部・研究部・事業部・連絡調整部を設け、4団体の会長に部長を依頼した。各部員には4団体それぞれから適者を出した。部長会では基本方針を出し、それを関係する部が直ちに立案企画して執行するようにした。行政当局には各部との連絡調整・指導助言を主とする調整部の担当をお願いした。

大阪学校体育研究協議会は、学体研表彰候補の選考が主たる事業であったので、この大事業に関与して協議会内の対人関係がまことに好転をした。校種にこだわることなく、共通の事に情熱を燃やした折角のこの機会を、今回かきりとしたくない。来年も何らかの形で持ちたい。そんな気持ちが今も各位の心に強く残っている。

研究発表の形にはいろんなものがあるが、公開授業を学体研全国大会の特色としたい。児童・生徒がその時間をどのように学習したかを、指導者は常に把握してよりよい授業への改善努力をうとんじてはならない。その努力

するありのままの授業がよい。問題意識を絶やすことなく、正しくものを見る態度のある限り、公開授業から多くのヒントを得るに違いない。見せる者、見る者を問わず。学校体育における研究はそのためにある。公開授業を全国大会の目玉にしたいと願う。

分科会での研究協議会も、より多くの方に発言がいただける密度の高い協議会でありたい。そのためと言うわけでもないが、分科会としての最適の人数を100名程度と考え、小中高各校種別に5～7の分科会(発表校)を設けることとした。結果としては22分科会場となり、少し分散しすぎると言う批判も出たが、4団体相互のつり合いや学校の会場施設のことなどがあって、目一杯の分科会を設けた。研究部は22校との連絡調整業務で苦勞も多かったようだが、お互に競争意識も出て研究活動に活気がみられた。

部長会で一番気を揉んだのは、大会参加申込数の確定であった。10月末になっても掴みがたく、教委間で随分と連絡をとっていた。お蔭で全国47都道府県からのご参加をいただき、結果的には参加見込み数1800名が1900名を超え、心配な諸経費の処理ができた。9月上旬の申込み締切時点では1000名を出なかった。いままら事業縮小もできず、場合によっては府内の緊急動員体制を取らざるを得ないと決意までした。今でこそ笑い話ですが、赤字の場合は退職金で穴をふさぐと、各部長はひそかにそんな心配をしたほどであった。是非各府県にあっては、40名程度を動員義務数と考え、そして申込はすみやかに、この2点を願っておきます。

事業総額は、予算案で1300万円、うち補助金関係が20%、賛助金関係で20%弱、参加費が60%強の構成である。国や府県の補助金は当然増額はなからう。ですから、学体研の150万はまことに有難い思いでした。大石会長はじめ、学体研事務局では、この補助金を何とか増額してゆきたい意向で大いに期待しております。国や自治体の補助はたよることなく、自らの力であゆむことが正しい。今、そう考えることが大切なことであると思うのです。

第20回全国学校体育研究大会 終る

理事長 重田 一



群馬県の第17回大会のあと、欠番にしたいくないとして18、19回を東京で引き上げていただいたあと、大阪が第20回をやりましようと言って下さったことは、誠に有難く、大きな意義があった。

大阪学校体育研究協議会の会長尾崎弘明先生が、学体連の事務所に幾度も足を運んで下さったし、文部省には小久保昇治指導主事とともに行って下さった。大石三四郎学体連会長が大阪を訪問、理事長また事務連絡で行って見て、着実な準備ぶりに触れ、小久保、福田 隆指導主事の八面六臂の活躍ぶりも見ることができた。

昭和56年11月19日、「たくましいからだを育てる」を主題に、第20回大会は始まった。「多数の中に埋没せず、少数でも、たとえ1人でも堂々と所信を披歴することも、たくましい人間のあり方である」と尾崎大阪府実行委員会会長の開会のことば。大石三四郎大会会長のあいさつ。代理の多い中で、大島靖大阪市長は、来賓控室に寄らず、独りいきなりステージに來られ、大会の雰囲気や予め肌で感じておいて開会式に臨まれ、勿論草稿なしで歓迎のことばを述べた。次期開催県代表、新潟県学校体育指導者協議会 今井政夫会長は、「新潟県にふさわしい大会を開くべく努力しているので、本年10月には是非全国から多数の方々のご来県をいただきたい」とあいさつ。

続いて昭和56年全国保健体育優良校109校・功勞者117名の表彰式。優良校を代表して、新潟県長岡市立東北中学校長 樋山桑男、功勞者は東京都渋谷区立中幡小学校長 西田猛男が、大石学体連会長より表彰状その他を受けた。文部大臣代理戸村敏雄スポーツ課長の祝辞のあと、大阪府大阪市立天王寺小学校長 五谷義雄が謝辞を述べた。

午後はヤンマーディーゼル釜本邦茂サッカー部監督の「わたしとサッカー」と題する講演。

第2日目の分科会はこの通り。学体連大石会長以下常務理事が全員で手分けして22会場を巡る。「大

阪はよくやっている」というのが共通の感想であった。

分 科 会 一 覧

分科会番号	研究主 題	会 場	講 師
幼 1	たくましい子どもを育てるための指導はどのような子にすればよいか。 (楽しい運動あそび)	大阪市立 北中運動場	藤本 秀男 (大阪教育大学教授)
小 2	日常保育(いのちを育てる・割りあける・働く)の中心からたづねる。一歩のめざましい自立をめざす。	堺市立 第二幼稚園	村田 昭昭 (奈良女子大学教授)
小 3	運動する喜びを知り、体力の向上に努力する子どもを育てる体育学習。 (基本の運動・体操・器械運動等)	大阪市立 瑞穂小学校	小林 寛 (奈良女子大学教授)
小 4	子どもたちの運動不足を解消し、多くの運動経験をもたせ、運動好きな子どもを育てる。 (学校生活と体育)	大阪市立 玉田小学校	船橋 健三 (大阪教育大学教授)
小 5	児童が課題をもって楽しく体育学習に取り組むためにはどのようにすればよい。 (基本の運動・体操・器械運動)	大阪市立 泉陽小学校	山下 茂春 (香取女子大学教授)
小 6	児童ひとりひとりが楽しく意欲的に取り組む体育指導のあり方。 (ボールゲーム・ボール運動)	大阪市立 天王寺小学校	辻野 昭 (大阪教育大学教授)
小 7	主体的に学びとっていき力をつける授業の模範。 (基礎学力と評価)	大阪教育大学 附属天王寺小学校	船橋 正康 (大阪教育大学教授)
小 8	ひとりひとりが生き生きと取り組む楽しさ・いびき 一子どもの安全確保。 (基本の運動・器械運動)	堺市立 西小学校	磯上 信夫 (新潟女子短期大学教授)
小 9	運動に喜びを持ち、生き生きと力をつける体育学習。 (基本の運動・体操)	堺市立 瑞穂小学校	船橋 健三 (大阪教育大学教授)
小 10	運動の楽しさや喜びを体得できる体育学習。 (基本の運動)	堺市立 石橋南小学校	西野 秀夫 (富山大学附属中学校教諭)
小 11	皮ふくくをめざす水泳指導。 (水遊び・水泳)	大阪市立 山田小学校	川崎 敬明 (大阪教育大学教授)
中 12	心の豊かさと、力を高めるグループ制作をめざして。 (メソッド)	大阪市立 大和田中学校	穴田 洋子 (大阪教育大学教授)
中 13	ゲームの中で個人技能を生かすためのサッカー指導。 (サッカー)	大阪市立 上野中学校	佐々木 美雄 (大阪教育大学教授)
中 14	生徒のひとりひとりが意欲的に取り組む授業。 (バスケットボール)	堺市立 瑞穂中学校	嶋田 出雲 (大阪市立大学教授)
中 15	自ら課題を見つけて解決していく最適な学習過程をめざして。 (路上競技・短距離走)	大阪教育大学 附属天王寺中学校	鈴木 武光 (大阪教育大学教授)
中 16	生徒が課題を持ち、意欲的に取り組む授業。 (路上競技・短距離走)	堺市立 瑞穂中学校	田村 清 (大阪教育大学教授)
高 17	体育における学力と、 一新授業を教材に	大阪市立 天王寺商業高等学校	赤坂 勲 (大阪教育大学教授)
高 18	能力に応じた体力づくりの実践。 (統計的手法の導入方法について)	大阪府立 藤井寺工業高等学校	橋 康夫 (大阪教育大学教授)
高 19	ラッビーを通しての体力づくり	大阪府立 天王寺高等学校	野々村 博 (大阪府立天王寺高等学校教諭)
高 20	バレーボール部のチームづくり。 (運動)	大阪府立 天王寺高等学校	嶋田 六司 (大阪府立天王寺高等学校教諭)
高 21	クラブ活動の発展的実践。 (全学年一斉実施(体育・文化・生活))	大阪府立 天王寺高等学校	田口 守博 (大阪府立天王寺高等学校教諭)
高 22	授業の展開に応じて、それぞれの体育学習をどのようにして行っているか。 (授業計画・指導計画・教材・教具・学具・運動場・用具等の施設と設備について)	大阪府立 天王寺高等学校	橋 康夫 (大阪教育大学教授)

障 害 児 の 体 育 指 導

○ 養護学校の体育指導について

東京都立立川養護学校

の 場 正 芳



(1) はじめに

49年度に都立養護学校の全員就学制が実施され、各地区に学校が建築され、諸設備が充実された。一方入学してくる障害児の重度・重複化の傾向が強くなり、果して教育内容の十分な受入れ体制ができたかは大いに疑問として残る点である。

とはいえ、全員就学制の実施に踏み切ること、約7年を経過し、さまざまな事例報告、研究会及び講演会において、知恵おくれの重度児を対象とした研究が発表されている。今後の課題は、資料を整理し、体系化し、まとめる段階に入ってきているのではないだろうか。その意味で、転換期の養護学校教育も混乱の時期から充実期に入ってきているのではないか。

(2) 体育指導の領域

全員就学に伴い重度・重複障害児の受け入れをめぐって最も適した教育の内容、教育環境の姿はどうあるべきか、今日の大きな課題である。もちろん、体育の分野にも、この課題は同様に投げかけられている。

体育を一つの文化としてとらえるならば、もはや体育が体育として、これまでのような状態で形はとどめえず、文化以前の人間の基本的な運動……歩く、走る、跳ぶなどの動きに焦点があてられるようになってきた。養護学校において、ルール規定のあるチームゲームなどは非常に困難な状況になってきている。また養護体育は、他の領域との密接な関連を持ち、ある時は音楽と、あるいは医学的な分野と統合され、体育が機能回復などの訓練的治療的な体育として様相が変化されてきている。

(3) 子どもの実態

知恵おくれの子どもの体力は、健常児に比べて、一般的に弱いとされている。体格の面から考察しても、東京教育大学・教育学部・附属養護学校の調査報告に「普通児の体格の平均値までいっているものは30%程度である。特に胸囲に見劣りが目立つ。また走・投・跳などの運動機能では12%、肺活量、握力、背筋力などの運動面になると10%にも及ばない状態である」と報告されている。

知恵おくれの子どもの運動に於ける問題点を列挙すると①虚弱児あるいは肥満児が目立つ。②集団行動がとれず、

1回の指示で集合したり整列したりすることが困難である。③足腰が弱く、押されたりするとヨロヨロと倒れてしまう。④平衡感覚が弱く、高い場所をこわがる。⑤機敏性が低く、反応がゆるやかである。⑥リズム感が悪く、行動がぎこちない。⑦自分の体重を腕や手で支えられない。⑧行動が慎重でよい。⑨動いている物体に対する反応が極度に悪い。⑩ゲーム、組体操のような対人運動が困難である。⑪勝敗意識が低い。⑫運動が衝動的である。⑬協応運動、連続動作に弱い。⑭低いところから高いところ、高いところから低いところへの上下運動に弱い。⑮運動が分化されていなくて全身の反射が多い。⑯からだが不安定になることを嫌う。⑰目的な運動ができず、ゴールするとか、できるだけ高く跳ぼうとする意欲が低い。というような現象を観察することができる。このような現象は、障害児の障害が重度化すればするほど顕著に現われる。

(4) 体育指導のねらいと実際

体育の本来の領域として①集団づくり、②体力づくり、③技能づくり、④感覚づくり、⑤健康づくりの5領域に分類することができると思われるが、このような体育分野において、上記に列挙した“やせすぎ、太りすぎ、遊べない子”の課題をどのように克服すべきか、体育の特性と、知恵おくれの子どもの実態を考慮して考えてみると下記のようなトレーニングが適当である。

〔模倣運動を中心としたサーキットトレーニング〕

ダウン児などの知恵おくれは、模倣能力の比較的高い子どもであり、基礎的、総合的な体力づくりとして、片足とび、くまさん歩き、うしろ歩き……などバランス、筋力、瞬発力などを養うプログラムを組んで行なうとよい。

〔ウエイトトレーニングとミックスしたマッサージトレーニング〕

脳性マヒ(C・P)の知恵おくれは、殆んどの場合、手足のマヒ、虚弱児であることが多い。そのために不能になっている機能をできるだけ動かしてやることによって少しでも回復させるためにマッサージが適する。関節や硬くなっている筋肉を動かし、血行を促進させ、踵あげ、腕立姿勢、腹筋、すわり立ち、時にはダンベル(アレー)などの用具を使つての筋力アップを図りながら、マッサージをす

るとよく、入浴による保温をすれば、より効果は得られる。〔ヨガ+柔軟体操を中心としたストレッチング体操〕

障害児には、姿勢の悪い子どもや、からだの各部位を十分に伸ばしたり屈けたりすることのできない子どもがいる。そのような子どもの矯正を目的とした体操として行なう。リズム運動などを加えながら、精神的なリラックスの中で行なうと効果的である。特に運動が好きな子どもが楽しんで参加できる雰囲気で行ないたい。

〔歩行訓練〕

体力づくりの代表的なものとして、一般にマラソン、ジョギングが叫ばれているが、障害児の肥満児対策、虚弱児対策として、訓練の要素を加味しながら、学校の周囲、時には遠足などコースとして選び、特に「歩く」という人間の基本運動でもあり、スピードは別にしてどのような障害を持っている子どもにとっても容易に取り組める訓練の1つである。

障害をもった子どもが1日のうち汗をかくというようなことは殆んどなく、家に帰れば、遊び仲間がなく、部屋にとじこもってテレビにかじりついていることが多いのである。このような子どもの最低限の運動量を保証し移動能力

を高める最適なトレーニングである。

(5) まとめ

2人の子どもの事例を紹介して、まとめたいが、Aさんは自閉児で、腕をかむなどの自傷行為があり、情緒不安定でよく泣いたり、騒いだりし、体力のあり余っている子どもである。この子どもには歩行訓練を中心とした指導をし年間約500kmの距離を歩き、学校では毎朝のマラソン、週3回の3~5,000mの歩行訓練、家でも母親といっしょにジョギングを実施した。その子どもは入学時に1,000mタイムトライアルで7分04秒でしたが現在4分05秒で、男子を圧倒する強さで、当然競争意欲も出て、いろいろな面で積極性が出てきた。

B君は、脳性マヒの子どもで、虚弱で風邪をひきやすく、手にマヒのある子どもである。歩行がぎこちなく運動が乏しい子どもで、ウエイトトレーニングとマッサージトレーニングを実施、その結果上体おこしによる腹筋で7~8回がせいっぱいであったが1年半のトレーニングによって50回できるようになった。また生れてこのかた全くできなかった前転ができるようになり、運動が乏しいB君が得意がって前転をしたり、運動に張りが出てきた。



○ 盲学校の体育

東京都立文京盲学校

藤 田 朝 子

私は新任として都立文京盲学校に勤め、まもなく丸3年という、まだまだ社会人としても教員としても未熟でありながら、このような「盲学校の体育」というテーマのもとで書くことを、大変恐縮に思っております。何の知識もなく初めて勤めたのが盲学校です。そのこと自体、生徒に対して申し訳ないと思い、また自分自身も不安に思いながら勤め始め、あっという間に現在に至っております。ですから、ここでは私の3年間で得た私なりの考え方について述べて頂きたいと思します。

文京盲学校は高等部の単置校で、生徒は中学校卒業後、本校に入学します。盲学校出身で入学する生徒、普通中学校出身で入学する生徒、中途失明で入学する生徒、重複障害を持つ生徒、あるいは、理療師をめざしている保健療科、高等学校卒業で入学のできる理療科の生徒というように、集まる生徒の年齢も様々です。当然授業時数についても、内容についても全く違うわけで、ここでは高等部普通科の生徒の体育ということで限定させて頂きたいと思します。本校の体育については、

- 1 自己の健康を管理する能力を養うと共に基礎体力の向上をめざす。
- 2 授業等を通して社会のルールやマナーを守れる能力と態度を養う。
- 3 各自の能力、進路、適性に応じ、最大限の運動量を確

保し自ら運動に親しめる能力と態度を養う。

の3点を教育目標とし、少しでも健常者に近づけようという意図で、授業が行なわれています。盲学校在学している間は、同じ障害の者と接している時間が長い為、現状に満足してしまい、それ以上を望もうとする態度がなかなか身につけません。しかし、ひとたび社会に出てみると、その大きな違いに気づき、大きなショックを受けているようです。社会に出れば、健常者と対等にやらなければ認められないわけです。そういった意味では、体育のあるべき姿は大変重要であると思われます。ですから、そういった観点のもとで、本校ではまず普通高校と同じ種目を多く取り入れるカリキュラムを考えています。それは、単に同じ種目を取り入れることで健常者に近づいたという意味ではなく、それは、社会に出てからも健常者と対等というように、体育の授業の中でめざす目標についても、心身の育成という点からも、同じだと考えていきたいからです。ここで、今年のカリキュラムの一部を紹介すると、普通科2年を対象として、

- 1 学期 跳び箱、マット運動、砲丸投げ、走り高跳び、ダンス(女子)
- 2 学期 組体操、砲丸投げ、走り高跳び(砲丸投げ、走り高跳びは、1、2学期でローテーション)、平均台(女子)、柔道(男子)

3学期 柔道(男女共) 持久走

というようにどの種目についても、健常者と同じ器具を用い、同じルールで行なっています。ですから「盲人野球」「盲人バレー」「盲人卓球」というような種目について、この学年では取り入れていないわけです。果たして、この考え方、指導が正しいかどうかはわかりません。そこから生まれる問題は多々あるのです。その1つとしては、全盲生への指導、興味づけということです。なぜならば、この指導の中では、常に弱視生が優位になるわけで、そこから、弱視生と全盲生との優劣が出てしまっただけでは指導としてはマイナスなのです。できない、わからないという不安から逃げたり、嫌いだという気持ちを持たせてはいけません。いくら健常者と同じようにと考えても、弱視生と全盲生との間にお互いの理解や思いやりに欠けてしまうようであるならば、その種目を取り入れること自体誤っているのです。

ここで、いくつかの種目を取り上げて考えてみましょう。普通科2年のカリキュラムの中にも入っているマッソ運動、これは、能力によっても取り入れる内容がかなり違いますが、倒立などのように静止して行なうもの、または、身体の一部が地に着いているものは、弱視生、全盲生の別なく指導もしやすく、また、生徒自身も自分の身体のおかれている状態の把握がしやすいようです。それに比べて、走り高跳びを考えてみると、空中動作が加わってくる点で弱視生と全盲生の間には、指導の上からも、理解の上からも大きな違いが出てきます。そして、何よりも難しいのは球技系の種目です。たとえば、バスケットボールをあげてみましょう。パス、ドリブル等個人の技能は、弱視生、全盲生ともそれぞれに習得できても、飛んでいるボールを上手にキャッチして味方にパスをし、シュートすることが一連の流れとしてできるのが弱視生であり、味方の動き、ゴールの位置、何も明らかでなく、パスもほとんどせず終わってしまうのが全盲生なのです。これでは全く授業として意味をなさないものであり、全盲生も何をやっているのか結局わからないままに、1つの単元が終わってしまう結果と

なります。ですから、ここで考えなければならないのは、いかにゲームの中で全盲生の位置づけをさせるかということであり、チームとして、弱視生、全盲生共に楽しめるかということです。その1つとしては、2つのゴールに違う音色の音源をつけたり、必ず全盲生へのパスを経由させてシュートするとか、全盲生がボールを持った場合の特別ルールを作るとかの工夫が必要となってきます。そのような無理をしてまで、取り入れる必要があるのかという議論にもなるかと思いますが、先に述べました考え方から、このような指導を行なっているのです。

そこで、盲人スポーツについて考えてみたいと思います。盲人のスポーツとして、現在幅広く普及し、行なわれているものに、「盲人野球」「盲人バレー」「盲人卓球」などがあります。これらは、全盲生の役割りがきちんと定められており、弱視生、全盲生の別なく全員で行なえるという最大の利点があると思います。しかし、体育では運動量が少ないこと、幅広い動きになかなか結びつかないこと、姿勢の面で前かがみ、または、中腰姿勢のものが多く、姿勢が悪くなるなどで積極的にやらせたいとは思っておりません。

以上、大変まとまりなく書いてまいりましたが、私は、「盲学校の体育」というものは、前にも述べたように、基本的には何ら普通高校とかわりがないのだと考えています。特別なものであってはいいけないのです。ただ視覚障害があるが為に、動きに制限があり、また危険があります。ですから、どんな種目を取り入れて行なうにしろ、常に安全面については最大の注意を払うことを忘れてはなりません。盲学校の体育は、普通高校と同じという考え方には、大きな誤りがあるのかもしれませんが、また今後の生徒の能力の点など考え合わせれば、新たな課題も出てくると思います。しかし、私が今一番大切に考えていきたいことは、盲学校の生徒は、ただ視覚に障害があるだけで、その他は普通高校の生徒と同じという気持ちと、何よりも健常者の動きを教えたいという気持ちがあるのです。

全国学校体育指導者講習会に参加して

東京都板橋区立志村第三小学校

鶴 見 篤 子



生涯スポーツという言葉が広く使われ始めてから、何年ぐらいになるでしょうか。

私が初めて教職についた昭和30年代には、まだ、体育は仲よく楽しく身体を動かして、心身の健康を保ち、その成長を助ける……といった程度の認識が、学校の中でも一般的だったように思います。

私自身も、幼時からの体育嫌いのために、体育の時間は仕方なくやりましたが、それ以外はなるべく避けて通ろう

という姿勢でした。

そんな私に、体育の楽しさ、必要性を教えてくださいましたのは、元オリンピック体操選手小野喬、清子夫妻が主宰される、池上スポーツクラブの先生方でした。

テレビ体操を見ていると真似をしようとしないう長男と共に、家族で通い始めたスポーツクラブでしたが、身体を動かす楽しさ、爽快さは、私をすっかり運動好きにさせてくれました。かくして10数年。私は私なりのへたな運動を

継続することでしょう。また、私の子ども達は3人とも、学校や地域で運動選手として活躍しており、これからの生涯も、スポーツを友として過ごすようになるでしょう。

このような体験をして来た私には、10年ぶりで復職した小学校で、「全ての子どもを運動好きにしたい」という大きな希望がありました。それには、指導者としての勉強をもっとしなければ……と思っておりました。

そこで、若い人ばかりが参加するであろう「全国学校体育指導者講習会」に、恐る恐る、また期待をもって、出席してみた次第です。

第1日目午後から始まった実技は、予想していた以上に、私にとってはきついものでした。特に第2日目の9時半から4時半まで実技というハードスケジュールには、ついに最後の授業を見学せざるを得ない状態でしたが、内容は、ハードル競技の跳び方、バスケットボールの指導法、跳び箱の段階的な指導と注意、運動能力個人カード作成等、実際に即して、私には全く初めての知識や体験が多く、早速実践してみたくて、2学期が待ち遠しく感じられる程でした。

しかし、何と言っても最も印象に残ったのは、開講一番の筑波大学教授土正彦先生による、「これからの小学校体育に期待するもの」という講演でした。これは、私が日頃うすうす考えていた体育観を、はっきり意識化し、確信を持たせてくださったお話でした。

いつ・どこで・なにを

茨城県行方郡玉造町立玉造小学校

柏 明



体力にいきさか自信のあった私は、「運動の好きな児童を育てるために」という大きなテーマを背負い、3日間の講習会に参加したのでした。限られた時間のなかで全ての領域を網羅した講座内容には、さすがに疲れたらしく、階段を登る足どりは重く、体のいたるところに痛みが走っておりました。しかし、その疲れは心地よい疲れであり、無我夢中になった後の脱力感というものでした。そのような状態の中で、私の頭をかすめていたものは、子どもたちに、いつ・どこで・なにを・どんなふうに指導したらよいかと

◎ねらいと運動

領域	種類	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
基	歩走跳(ねらい)	・移動を主とする ・動きの変化	・ " " ・ " " ・動きの工夫	・ " " ・ " " ・ " "	・ " " ・ " " ・ " "	陸	・自己の記録を高める ・互いに協力 ・勝敗に対して正しい態度
	(運動)	・素早い動き ・持久走 ・2人組で2拍子のリズム歩行 ・2・4人組で2・4拍子リズム歩行 ・縦隊の走行 ・リズムカルなスキップ	・ " " ・ " " ・ " " ・ " " ・ " "	・ " " ・ " " ・ " " ・ " " ・ " "	・ " " ・ " " ・ " " ・ " " ・ " "		・ " " ・ " " ・ " " ・ " " ・ " "
本						上	

人間の神経系は、小学校高学年までに、80~90%が発達し、その時期までに伸ばしておく必要があるということ(まるで、子ども時代全く身体を動かすことのなかった私の事を言われているようで、赤面の至りでした。)そして、努力して得た運動の楽しさ、喜びから自分を知り、生涯続けられるスポーツを、自分で選べる力をつけてやるのが、現在の小学校体育に要求されている。また、人間形成の面からも、体育は、努力すること、堪えること、人と協力すること、人を思いやる心、不正を許さない精神等を育てるよい場であり、それは、小学校の体育が最も効果があるということ。それには、今、子ども達に何ができるかを見ずして、その子ども達、何をしたら、よりよくこの目的を達成できるか、という、子どもの側の視点に立って、体育の学習を進めなければいけないという内容でした。

私の担任している2年生を例にとってみても、入学前に、小さな踏み台からさき跳び降りたことのない子、鉄棒にさわったことのない子、幅30cm程の溝も跳び越えたことのない子等、遊びの中から生まれるはずの、基礎的な運動ができない子どもが増えています。この子ども達が、どうしたら、生涯スポーツと共に力強い人生を送ることができるか、そのために、私は今、どんな援助をしてやればよいのか、これからの、毎日の現場での実践によって、探って行きたいと、覚悟を新たにした講習会でした。

いう問題でした。よく、3年生までにきか上がり方をマスターしておかないと5・6年生になってからは容易にできるものではないという言葉に耳にします。成程その通りだと思うと同時に適時性というものを考えさせられました。3日間の講習で、どんなふうにするかを学んで帰ってきた私は、運動の適時性というものを教師がはっきりと抑え、子どもの実態に合った課題を、いつ・どこで与えたらよいのか深く考えてみたのでした。各学年のねらいと運動を列挙し、運動の特性と合わせて考察してみたいと思います。

のでご了承願いたい。

三 準備の進捗状況

新潟大会開催決定以来、関係機関、各関係者の協力体制のもと一歩々々準備を進めてきたところであるが、先般の大阪大会には関係者50数名が参加して研修を重ね、全国各位の受け入れ体制を固めているところである。

四 越路は招く

四季それぞれの特色がくっきり浮き彫りになる越路越佐

の地で、最も風土の匂うのは、何といっても10月の中旬である。日本海の荒波を全身で受けとめ抱き込むが如き越佐の立地条件は、日本の、しかも日本海側の象徴である。そして、草木もなびく佐情の最良の季節でもある。全国から来県諸氏の旅情をなぐさめることを約束する。

なお、会期の関係で、要領送付ならびに参加申し込みの受付め切が、従来より1ヶ月程度早まることになると思われるので、ご理解いただきたい。

昭和57年度全国学校体育指導者講習会の予告

(1) 全国小学校体育指導者講習会 100名

期日 昭和57年8月23、24、25日(月、火、水)

会場 東京都新宿区立戸塚第2小学校

新宿区高田馬場1-25-21 03-200-4324

講師 早稲田大学教授-塚脇伸作先生 他

内容 中・高学年の基本的運動および表現運動の実技と効果的指導法

(2) 全国中学・高等学校体育指導者講習会 100名

期日 昭和57年8月23、24、25日(月、火、水)

会場 学習院大学

豊島区目白1-5-1 03-971-8989

講師 東京女子体育大学教授 遠山喜一郎先生 他

内容 新体操の実技と効果的指導法

(3) 第2回障害児キャンプ指導者講習会 20名

期日 昭和57年6月18、19、20日(2泊3日)

会場 東京YMCA山中湖センター

山梨県都留郡山中湖村平野 05556-5-8204

講師 東京YMCA主事 常藤恒良先生

(予定) 日本肢体不自由児協会 飯笹義彦先生

関東学院大学助教授 鈴木秀雄先生

内容 障害児キャンプの運営と指導上の理論と実践

あ と が き

2月3日、会報の原稿を粗い割りつけをして担当者に渡す。「2月28日付として下さい。」といったら、眼が荒くなった。「2ヶ月要るんですよ。」「最大だね。2月28日にできるだけ近い3月でいいよ。やむをえない。」

「先生、本でも会報でもひとつ世の中に出すためには、原稿を書く人だけじゃないんですね。編集もあり、植字、印刷、営業、運搬、販売、色々の人の手によって読む人に渡るんですね。」

「分った。先手々々で定刻までに出来るようにするよ。」

 **Columbine**

コロンバイン

着る身になって良い品づくり

コロンバイン®

スポーツウェア

(財)日本学校体育研究連合会特別賛助会員

児島株式会社

倉敷市児島小川2丁目4番60号 TEL(0864) 72-2830(代表)

営業所 (名古屋・東京・大宮・盛岡・札幌)

(財)日本学校体育研究連合会特別賛助会員

明石被服興業株式会社

本社 〒711 岡山県倉敷市児島田の口1-3-44 (0864) 77-7701

東京支店 〒103 東京都中央区東日本橋1-4-10 (03) 861-1917

福岡営業所 〒812 福岡市博多区豊2丁目 (092) 451-6920

宇部営業所 〒759-02 山口県宇部市厚南区際波 (0836) 41-7311

Yacht®

準教材としての体育衣料 (**Yacht®** スポーツウェア)



真面目な学生服 **富士ヨット学生服** 女性服

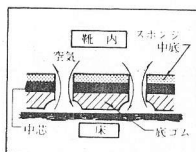
YACHT

スクールカッターシャツ、開衿シャツ、ブラウス、その他布帛

～ 斯界の待望に応え、
絶讃をあびて遂に登場した～

呼吸シューズ

○実公報 昭53-40340号
○商公告 昭54-14325号
○意 願 3895号



(体育館用・
上ばき用)

(サイズ)
14.0～27.0

(カラー)
青赤緑黄白

—— 3つのドキュメント ——

- 靴底に絶えず新鮮な空気の流れる……………呼吸シューズ
- 運動の度に吸気、排気を忠実に実行する……………呼吸シューズ
- 靴底に輝かしい光のさし込む……………呼吸シューズ

(財)日本学校体育研究連合会特別賛助会員

日本教育シューズ協議会

日本学校体育研究連合会が総力を結集して理論と実際を解説

現代小学校体育全集

[全13巻]

〈新学習指導要領準拠〉

日本学校体育研究連合会＝編集

全13巻セット定価39,000円(〒実費)

●造本・体裁ⅡA5判・上製ケース入り・構組み 各巻平均300～350頁(第2巻「基本の運動」 770頁・第7巻「水泳」192頁)	13 体育指導の課題と解決 2,200円(〒250)	12 教科外体育 2,900円(〒300)	11 障害児の体育指導 3,200円(〒300)	10 保健、スキー・スケート 2,800円(〒300)	9 表現運動 2,900円(〒300)	8 ボール運動 2,900円(〒300)	7 水 泳 2,200円(〒250)	6 陸上運動 2,900円(〒300)	5 器械運動 2,900円(〒300)	4 体 操 2,900円(〒300)	3 ゲーム 2,900円(〒300)	2 基本の運動 5,000円(〒350)	1 学校体育 3,200円(〒300)
--	-------------------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------------	------------------------	-------------------------	-----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-------------------------	------------------------



株式会社 ぎょうせい
東京都新宿区西五軒町五丁目 電話(三三六)一四二(大代表) 振替東京六上三